定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を執行しましたので、 同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

平成 30 年 11 月 28 日

- 二宮町監査委員 大矢 孝道
- 二宮町監査委員 根岸 ゆき子
- 1. 監査の実施日 平成 30 年 10 月 10 日 (水)
- 監査を行った監査委員
 監査委員 大矢 孝道
 監査委員 根岸 ゆき子
- 3. 監査対象とした部課 都市部都市整備課 都市部下水道課 健康福祉部子育て・健康課
- 4. 監査の範囲

平成 30 年度 8 月末における財務並びに事務の執行状況 (指定する個別事業説明)

都市整備課

- (1) コミュニティバス運行事業
- (2) 駅周辺整備計画事業

下水道課

- (1) 下水道施設管理経費
- (2) 公共下水道整備事業

子育て・健康課

- (1) 子育て世代包括支援事業
- (2) 育児・発達支援事業

5. 監査の着眼点

今回の定期監査は、当該事業年度の中間期に実施し、上半期の事業予算の 執行状況を振り返り、年度予算の最終執行の見通しに対して、課題があるか 否かをチェックする節目の役割を持たせ、課題があればそれを下半期でどう解決し事業の目的を達成させるか、足元を見つめなおすことを着眼点とし、 監査を実施した。

6. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料や関係書類等に基づき、試査による 証憑突合や質疑応答を行い、事務執行に対する監査を実施した。

7. 監査実施による各課概要

(1)都市整備課

都市整備課は課長以下、道路班 4 名、計画指導班 3 名、公園緑地班 2 名の計 10 名が配置されている。

都市整備課は、道路、橋りょう、河川、水路に関する維持管理、新設整備、都市計画の決定、変更、開発・建築指導確認、住宅リフォーム助成、公園、緑地等の維持管理、整備等を担っている。

「道路班」は道路、橋りょう、河川及び水路の維持管理、道路の認定、 廃止、変更及び供用開始、道路の新設、拡幅、改修、占用及び自費工事 等に伴う許可、監督、占用料の徴収等を担当している。

今年度は、10月までに「二宮町町道舗装・橋りょう・修繕計画」を作成する予定である。また、平成27年度より町内にある60橋の点検を実施しており、今年度で全ての点検が終了し、その結果を基に、「橋りょう長寿命化修繕計画」を更新する。

「計画指導班」は、都市計画に係る計画決定、変更、開発行為等の指導、規制、住居表示、コミュニティバスの運行に関すること等を担当している。

今年度から都市整備課へ移管された空家等対策推進事業については、「空家等対策計画」に基づき、空家の予防啓発、特定空家判定基準の策定等を進めている。

さらに、リフォーム事業については、他課で実施していた同居・近居、 空家リフォーム等の事業を統合し、より活用しやすい制度に見直し、実 施している。

「公園緑地班」は、公園等の施行、計画、設計、監督に関すること、 公園、児童遊園地、緑地等の維持管理、緑化対策及び自然保護に関する こと等を担当している。

今年度は、昨年度に策定した公園の統廃合計画に基づき、公園のより 良い管理に努めるとともに、定期的に公園施設の点検、公園内の枯木の 伐採や草刈り、病害虫防除等を実施し、利用者の安全確保に努め、公園 施設の修繕等を通じて、利用者の利便性の向上を図っていく。

(2) 下水道課

下水道課は課長以下、業務班3名、工務班3名の計7名が配置されている。

下水道課は、公共下水道の普及促進や下水道受益者負担金、下水道使 用料、公共下水道の維持管理、整備等を担っている。

「業務班」は、公共下水道の企画、運営、普及促進等、下水道受益者 負担金、下水道使用料に関すること等を担当している。

今年度は、普及促進にあたり、供用開始初年度や奨励金の交付率が 2 回目の変更となる 3 年目など地区を選定しての戸別訪問による早期接続の勧奨を年 2 回実施する一方、新規に供用開始となる区域への接続勧奨のポスティング作業を年 1 回実施している。

「工務班」は、公共下水道事業の計画及び認可に関すること、公共下水道工事の調査、設計、施工及び監督に関すること、公共下水道施設の維持管理に関すること等を担当している。

平成 31 年度において、ストックマネジメント計画を策定するにあたり、民間開発により埋設した管路の老朽状況等を把握するために調査委託を実施している。また、公共下水道整備事業は、釜野・百合が丘1丁目地区の枝線工事を実施している。平成 31 年度以降はアクションプランを踏まえて、釜野、百合が丘1丁目、中里地区の面整備を軸に、未普及地域での枝線工事を進める予定である。

(3) 子育て・健康課

子育て・健康課は課長以下、子育て支援班 5 名、育成相談班 4 名、健康づくり班 5 名の計 15 名が配置されている。

子育て支援、健康診査、保健指導、健康相談、予防接種など保育、健康・保健分野における支援、相談、指導等を担っている。

「子育て支援班」は、子育て支援の企画、調整、児童手当、児童扶養 手当等、各種手当の支給、小児医療費や養育医療費等、各種医療費の助 成、学童保育所の運営等、子育て支援に係る業務を担当している。

みちる愛児園中里ナーサリーの開所は、当初の開所予定の 4 月から遅れたが、平成 31 年 6 月の開所に向けて、整備手続を進めている。また、子育てサロンや一時預かり事業の委託化に向けた検討を行っている。

「育成相談班」では、医療対策、母子保健法に基づく母子保健手帳交付、健康診査、訪問指導、育児、発達支援事業、子育て世代包括支援、 児童相談、保健センターの管理運営に関すること等を担当している。

子育て世代包括支援センター「にのはぐ」を昨年 7 月に保健センター内に開所し、妊娠期から出産、子育て期にわたり、専門職による関わりを通じて、切れ目のない支援を行っている。

また、今年度から、18歳未満の児童相談の機能も加わり、児童相談の総合窓口としても機能している。

「健康づくり班」では、予防接種事業、国民健康保険加入者が受診す

る特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者医療保健加入者が受診する 健康診査、保健指導、健康増進法に基づく健康診査、保健指導、健康教 育、健康相談、訪問指導、自殺予防・対策に関すること等を担当してい る。

今年度は、改正自殺対策基本法基づく「自殺対策計画」の策定に向け、 委託を行わず、担当課職員による策定作業を進めている。

8. 監査結果

各課とも平成 30 年度予算の事業執行に関する事務については、適正に執 行されているものと認められる。

以下、各課の事務に関して気づいた点や要望等を述べ、監査の結果とする。

(都市整備課)

- 1) 今年度、町道舗装・橋りょう修繕計画や橋りょう長寿命化修繕計画 の策定を行っているが、翌年度以降の予算編成が効率的かつ計画的 に行われるよう、それぞれの計画を有効に活用されたい。
- 2) 住宅リフォーム助成については、最近は利用率が低率での推移となっており、来年度に制度見直しを予定しているが、耐震診断事業等、他の同種事業との統廃合を含め、より効果的な事業となるよう、周知啓発を行い利用率の向上を図るなど、工夫して事業を実施されたい。
- 3) コミュニティバス運行事業については、目標値には到達していないが、町民の利用は増加しており、引き続き、運行方法等の改善、周知を図り、利用率の向上を図られたい。
- 4) 平成 29 年度に策定した公園統廃合計画の実施にあたり、国の新規補助金等を検討するとともに、他部門との連携による土地の有効活用などの研究が期待される。
- 5) 駅前町民会館跡地は、一時的な土地の利活用ではあるが、町民の安全や利便性に配慮した事業となるよう、望まれる。
- 6) 道路橋りょうや都市公園等の埋設使用料収入については、毎年ほぼ 同時期に入金が行われているが、町の財政状況を鑑み、相手方との 協議、調整を進め、適正な時期に入金がなされるよう、検討された い。

(下水道課)

- 1) 公共下水道整備については、平成 28 年度に下水道計画を見直し、市 街化調整区域における整備を実施しない方針としたが、今後も計画 の変更や整備を進める上で町民への丁寧な説明を心がけるとともに 整備計画に沿った計画的な面整備を進められたい。
- 2) 公共下水道整備地区における接続勧奨については、定期的に職員が

対象者への勧奨を行うことで接続率の上昇につなげていることは評価に値する。引き続き接続への普及啓発に努められたい。

3) 公営企業会計への移行を見据え、先行する他市町村の事例等の情報 を把握し、準備、研究を進められたい。併せて、国の動向について も注視されたい。

(子育て・健康課)

- 1) 次年度からの委託事業化を検討している子育でサロン事業や一時預かり事業については、利用者の立場に寄り添うとともに職員の働き方改革への配慮も含め、より慎重な検討が望まれる。
- 2) みちる愛児園中里ナーサリーについては、平成31年6月の開所に向け、各種手続や作業を進める上で、庁内での協力体制を構築し、運営を委託する法人と協力連携の上、情報共有を図りながら、事業を進められたい。

また、保育所の定員や保育需要の状況に配慮しつつ、必要に応じて 当該施設の町内外へのPRを行い、町の魅力としてのアピールや雇 用の創出につなげられたい。

- 3) 昨年度開設された子育て世代包括支援センター「にのはぐ」については、引き続き、仕組みの周知を図るとともに、円滑な事業運営が期待される。
- 4) 病後児保育事業については、8月現在、利用がいない状況ではあるが、 更に制度の周知を図り、有効に活用されることが望まれる。
- 5) 水中運動教室については、教室参加料と委託費の収支のバランスを 考慮しつつ、事業内容と実施時間などを検討し、成人の参加率向上 に向け、周知啓発に取り組まれたい。
- 6) 自殺対策計画の策定については、職員自らが策定作業を進めている ことについて評価する。今後の策定にあたっては、関係機関との連 携を図りながら、他市町村の先進事例等を参考にし、より良い計画 の策定作業を進められたい。

9. まとめ

今回の定期監査では、事業の目的に見合った着手時期により、執行率の バラつきは散見されているものの、年度末には当初予算に見合った事業の 執行が期待できるものと推察される。

各課とも委託事業を多数有しており、計画策定や各種施設管理、システム保守管理、測量調査、健康診査等、専門性や経済性を考慮し、委託している事実が確認されたが、委託内容によっては同種類の委託を複数の課で行っており、各課の情報を共有連携することにより、より効率的かつ効果的な事業執行が行われることが期待される。

また、各課とも多くの事業を実施しているが、町の PR につながる事業

については各種イベントや広報媒体等を活用し、積極的に周知啓発を図られたい。

以上